

令和3年度  
社会福祉法人犬山市社会福祉協議会  
事業計画



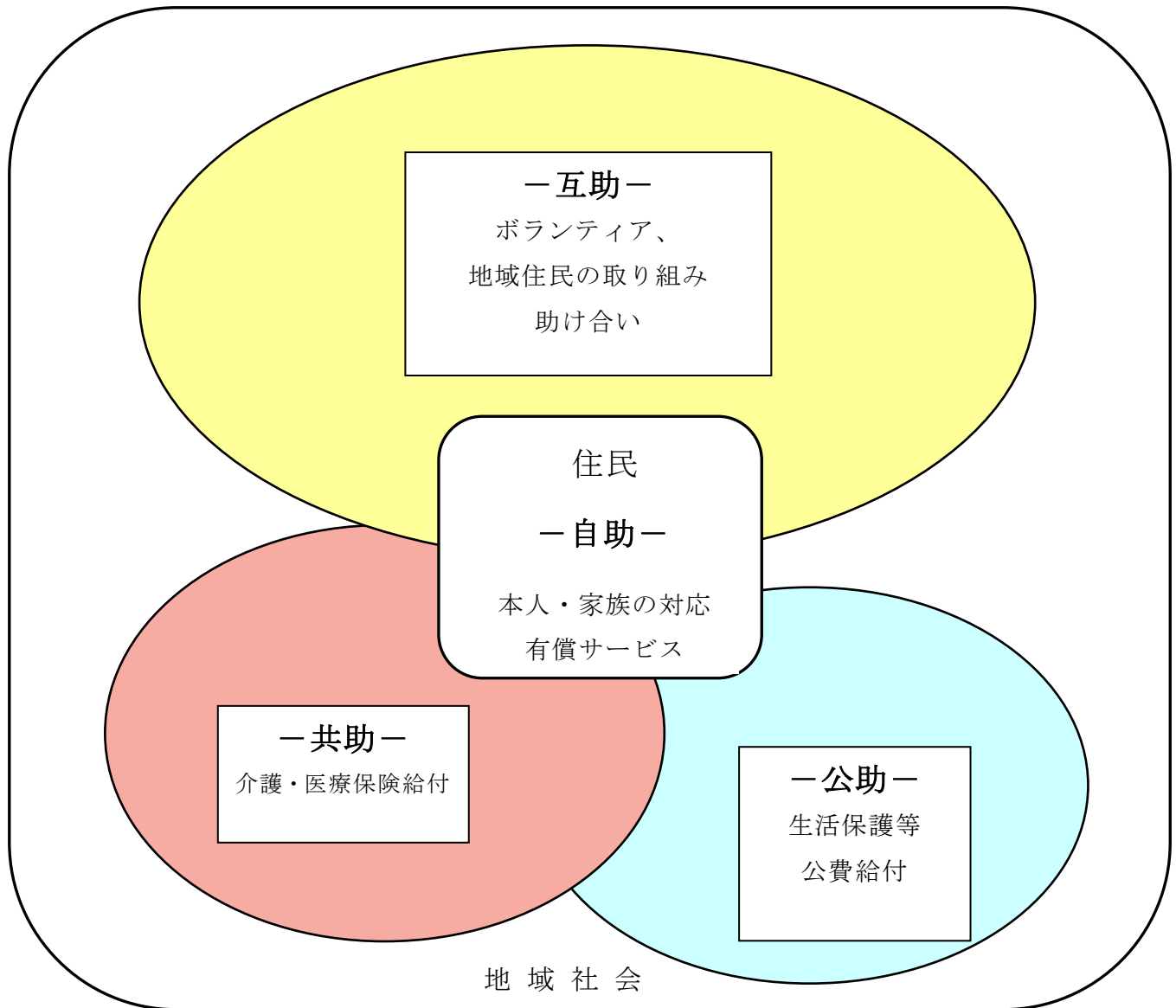
社会福祉協議会のシンボルマーク

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って明るい、  
幸せな社会を建設する姿」を表現していて、全国の都道府県、  
市区町村社協で共通のマークとして使用しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

## □地域福祉のイメージ図

地域福祉とは、住民が住み慣れた地域で生活していくための自助、互助、共助、公助のさまざまな支援による支え合いの仕組みづくりを目指す福祉活動をいいます。



## □参考資料

犬山市人口	73,665 人 (74,007 人)	世帯数	31,300 世帯 (31,128 世帯)
高齢者人口	21,346 人 (21,284 人)	高齢化率	29.0% (28.8%)
介護保険要介護・要支援認定者数	3,253 人 (3,147 人)		
生活保護受給者	237 世帯 304 人 (249 世帯 325 人)	※年度平均	
身体障害者手帳保持者	2,362 人 (2,397 人)		
療育手帳保持者	581 人 (570 人)		
精神障害者保健福祉手帳保持者	687 人 (657 人)		
母子父子家庭医療費対象者数	1,028 人 (1,104 人)		

※令和 2 年 3 月 31 日又は令和 2 年 4 月 1 日現在 ( ) 内は前年度数値

## ■基本方針

犬山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は昭和58年から38年間の長きにわたり拠点としてきた福社会館を離れ、令和2年4月より市民交流センター「フロイデ」にて活動をスタートしました。

本会の活動は、経済格差による貧困問題、家族や地域社会の絆の崩壊など、社会・経済情勢の変化に伴う諸課題への対応が求められている中、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、これまでの日常生活や地域福祉のあり方が一変し、つながりの希薄化や分断による孤立の拡がり、減収・失業による生活困窮状態の深刻化など、より一層複雑・多様化した福祉課題に対する適切な対応が求められています。

また、毎年のように全国各地で自然災害が相次いでおり、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震等を含む様々な災害に備え、平時から多様な連携を行うことができる体制の整備が不可欠です。加えて、地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の基盤強化、福祉サービスを十分に提供可能な人材の確保・育成・定着、福祉サービスの質の確保や各種事業の見直しを行い、地域福祉を推進する中核的な組織として一層の体制強化を図ることも、喫緊の課題です。

一方、「超少子高齢・人口減少社会」「人生百年時代」といわれ、さらには、コロナ禍における「新しい生活様式」の実践が求められている今、誰もが「安心・安全・心豊かに暮らせる社会（持続可能で多様性と包摂性のある社会・地域共生社会）」が実感できるように、20年・30年先の社会の姿を見据えた活動に取り組む必要があります。

こうした中、本会の特性を活かして、市内の福祉関係機関・団体、ボランティア・市民活動団体の方々と連携・交流の更なる活性化に努め、本年度、策定する「発展強化計画」を柱として諸事業を実施するとともに、常に地域住民に寄り添った「温かみのある福祉の視点」に立ち、本会の基本理念である「「ふ」だんの・「く」らしを・「し」あわせに」の実現を図ります。

## ■重点推進事項

### 1. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

住民が地域の福祉課題を「我が事」として認識し、主体的な支え合いの仕組みを構築していく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは犬山市においても着実に前進しています。本会としても行政、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）と協働し、地域住民、ボランティア等により構成される協議体から上がる生活課題を参考としてその解決に努めていきます。

現在、最も成果の上がっている高齢者等の地域の交流場所としての「地域サロン」活動については、より多くの地域で開設されるよう引き続き支援してまいります。

### 2. 障がい者(児)相談支援体制強化への取り組み

障がい者(児)への計画相談支援は高齢者福祉分野に比べ、対象が幼児から高年齢者と価値観等の異なる幅広い世代への対応を要するとともに、身体、知的、精神と全く違う障がい特性に合わせた支援を要する等相談支援員は多種多様なニーズに応える高いスキルが求められています。その一方で、依然として事業採算性や人材確保の面から取り組む事業者は、現在市内に少ない状況にあります。

本会は、障がい者(児)が安心して地域で暮らしていけるよう「障害者基幹相談支援センター」と連携を図り、引き続き注力して取り組んでいきます。

■社会福祉事業（サービス区分別による）

※本年度総予算額 155,480 千円 前年度 184,131 千円

1. 法人運営事業（本年度予算額 42,497 千円 前年度 62,595 千円）

法人の健全運営や社会・経済状況の変化に即した事業を適正に行うため、自律的な経営基盤の強化を図るとともに、その提供する各種地域福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を果たすため次の事業を行います。

□法人運営事業

事業名等	内 容	備 考
(1) 正副会長会の開催	理事の中から選定された会長、副会長が法人の経営に関する重要事項について、協議を行い基本方針を定めます。	○会長 1名 ○副会長 2名
(2) 理事会の開催	法人の業務執行に関する意思決定機関として、法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、会長及び副会長の選定及び解職を行います。 ○理事（13名以上16名以内） (1) 地域の福祉関係者 (2) ボランティア活動を行う団体の代表者 (3) 社会福祉事業を運営する団体の役職員 (4) 社会福祉事業について学識経験を有する者 (5) 関係行政機関の職員	
(3) 評議員会の開催	法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関としての議決機関として、定款の変更、理事・監事の選任及び解任、事業計画・予算、事業報告・決算等の承認、決議等を行います。 ○評議員（18名以上23名以内） (1) 地域の福祉関係者 (2) 地域の経済団体の代表者 (3) 社会福祉に関する活動を行う団体の代表者 (4) 社会福祉事業を運営する団体の役職員 (5) 社会福祉に関する学識経験者 (6) 社会福祉法人職員の経験者	

(4) 監査の実施	<p>法人の健全経営と透明性を図るため監事による事業報告、決算内容等の年1回の監査を行います。</p> <p>○監事（3名以内）</p> <p>(1) 地域の福祉関係者</p> <p>(2) 社会福祉事業について学識経験を有する者</p> <p>(3) 財務管理について学識経験を有する者</p>	
(5) 評議員選任・解任委員会の開催	<p>理事会において推薦を受けた評議員候補者について、適否を判断し選任を行います。また、理事会により解任の提案を受けた評議員について、適否を判断し解任を行います。</p>	<p>○選任・解任委員</p> <p>5名</p> <p>外部委員 3名</p> <p>監事 1名</p> <p>事務局員 1名</p>
(6) 財務諸表、現況報告書等の公表	<p>法人事業運営の透明性の向上を図るため、財務諸表、現況報告書等を公表します。</p>	<p>○財務諸表等電子開示システム及びホームページでの公表</p>
(7) 会員募集	<p>住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社協の運営、自主事業の実施の為に社協支部の協力を得て会員募集を行います。</p>	<p>○一般会員 会費 500円</p> <p>特別会員 " 2,000円</p> <p>法人会員 " 3,000円</p> <p>施設会員 " 2,000円</p> <p>(7月:会員募集強化月間)</p>
(8) ホームページの公開、情報提供	<p>ホームページにより、広い世代に向けて社協や各種事業について情報提供を行います。また、随時更新を行い、最新情報の提供をしていきます。</p>	<p>○ホームページアドレス</p> <p><a href="http://inuyama-welfare.net/">http://inuyama-welfare.net/</a></p>
(9) 人材育成	<p>組織力の向上、職員のスキル・意識の向上のため、内部研修や県社協等が開催する外部研修に積極的に参加します。また、業務に必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得、更新について支援を行います。</p>	
(10) 関係機関とのネットワーク	<p>関係機関の開催する会議に参加し、市民の声を聴くとともに共に協働して課題に取り組みます。</p>	<p>○民生児童委員協議会</p> <p>○ボランティア連絡協議会</p> <p>○社協支部 等</p>

(11) 民間助成等の 情報提供	施設・ボランティア団体等への情報提供、及び申請があった場合の推薦書の交付を行います。	○生命保険協会、宝くじ助成、車両競技公益資金記念財団、日本財団 等
---------------------	--	-----------------------------------

## 2. 地域福祉推進事業（本年度予算額 6,238 千円 前年度 6,120 千円）

「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくり」をテーマに掲げる社協として、住民どうしのつながり、支え合いの中で、あらゆる人が自分らしく、心豊かに地域の中で生活できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

### □地域福祉事業【R3 予算 6,146 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 社協支部の設置 と活動支援	民生児童委員、町会長などで構成される市内6地区に社協支部を設け、社協活動への住民参加として会員募集や共同募金運動を進めていただくとともに、支部の自主的な取り組みによる身近な地域での住民相互の福祉活動を支援していきます。	【R3 予算 2,756 千円】 ○支部独自事業 ・まちなか茶論 ・青色パトロールによる防犯交通安全運動 ・高齢者世帯配食サービス ・クロリティ交流会 等
(2) ふれあいサロン への支援	地域でのつながりづくりのために、住民が自ら取り組む、仲間づくりや異世代交流を目的とする「つどいの場」の開設を支援していきます。	【R3 予算 1,110 千円】 ○開催1回あたり1,000円を助成(上限48,000円) ○新規立上げ費用15,000円を助成
(3) 福祉車両の貸出し	歩行の困難な車いす利用者等の通院、買物、旅行など外出・社会参加の支援の為に福祉車両を貸出します。 ・7人乗りリフトアップ車両 1台 ・3人乗り車いすスロープ車両 1台	【R3 予算 376 千円】 ○無料(4日間以内) 燃料費利用者負担 10キロ/100円
(4) 車いすの貸出し	ケガや病気で歩行が困難な在宅で暮らす高齢者等で一時的に車いすが必要な方に車いすを貸出します。	【R3 予算 80 千円】 ○無料(3ヵ月間を上限)

(5) ビデオプロジェクター、スクリーンの貸出し	ボランティア団体等の研修やイベントに活用できるビデオプロジェクター、スクリーンを貸出します。	○無料
(6) 綿菓子機、ポップコーン機の貸出し	町内会、子ども会、ボランティア団体、福祉団体等が開催する非営利のイベントに活用できる機材を貸出します。	○無料
(7) 広報紙「社協だより」の発行	地域福祉に関する情報発信と社協の活動内容について、市広報紙との同時配付により市民に周知を図ります。	【R3 予算 1,200 千円】 ○年 3 回 (7・10・2 月) 26,800 部発行
(8) 「健康・福祉まつり」の開催	市内の福祉・ボランティア団体や福祉施設と協力してイベントを開催し、広く市民の参加を得て、福祉に対する理解を深めます。	【R3 予算 300 千円】 ○市民健康館自主事業実行委員会との共催により年 1 回秋に開催

□心配ごと相談事業【R3 予算 92 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 心配ごと相談	困り事や心配ごとを身近な人に話せずに悩んでいる方の為に、相談の場を開いています。また相談内容に応じて専門相談や関係機関につなげていきます。	○第 1 木曜日午後開設 相談員 5 名

3. ボランティア活動支援事業（本年度予算額 3,641 千円 前年度 3,466 千円）

男性の平均寿命が 80 歳を超え、女性の平均寿命が 90 歳に近づく中で、高齢者の社会参加や健康寿命の伸長が大切なテーマとなっており、豊富な知識、経験とスキルを蓄えた元気な高齢者が無理なく社会参加・貢献できる仕組みづくりが求められています。ボランティア活動を希望する人と支援を希望する人とのマッチングとコーディネートをおこなうボランティアセンターで、活動に関する相談、支援を行うとともに、情報発信と各種養成講座を開催しボランティアの輪を広げていきます。



□ボランティアセンター事業【R3 予算 1,698 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) ボランティア 保険の加入促進	安心してボランティア活動をおこな っていくためにボランティア保険制 度の周知と加入を進めていきます。	○保険料 ＜活動保険：年間＞ 基本プラン 250～350 円 天災プラン 400～600 円 ＜行事保険：1 日＞ 30 円/人～265 円/人
(2) ボランティア 団体・個人の登録	ボランティア活動をしている団体と 個人の活動を把握し、活動調整や情報 提供などを行います。	
(3) ボランティアセ ンターだよりの 発行	ボランティアセンター情報「社協だよ り」内に掲載し、ボランティア活動に 関する情報や講座・行事の開催を市民 に周知します。	【R3 予算 200 千円】 ○年 3 回発行
(4) ボランティア 相談員の配置	専任相談員を配置し、ボランティア活 動を希望する人と依頼したい人の調 整や相談を行います。	【R3 予算 54 千円】 ○毎週月曜日開設
(5) 福祉体験研修	市新任職員を対象に、障がい者の特性 を理解し、コミュニケーションスキル を習得できるように障がい者とボラ ンティアを講師にして開催します。	【R3 予算 60 千円】 ○年 1 回開催
(6) 西尾張ブロッホ ランティアフェスティバル の開催	西尾張の 14 市町村のボランティアが 一堂に会し、交流、活動紹介や市民へ の活動啓発を行うイベントにボラン ティア連絡協議会のメンバーととも に参加します。	【R3 予算 25 千円】 ○開催日、場所 12 月 18 日(土) 稲沢市勤労福祉会館

□ボランティア育成事業【R3 予算 1,943 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 手話講座の開催	ボランティアサークルと協働して入門講座を開催し、手話の普及とボランティアの育成に努めます。	【R3 予算 178 千円】
(2) 要約筆記者養成講座の開催	ボランティアサークルと協働して講座を開催し、要約筆記の普及とボランティアの育成に努めます。	【R3 予算 200 千円】
(3) 視覚障がい者支援ボランティア養成講座の開催	目の不自由な方の外出支援や日常生活を支援するためのガイドヘルプや点訳、音訳についての基本を学び、ボランティアの育成に努めます。	【R3 予算 162 千円】
(4) 防災人材育成講座の開催	地域で防災・減災を推進する社会をつくるため、防災の基礎知識を学び、ボランティアの育成に努めます。	【R3 予算 73 千円】
(5) 夏休み福祉体験学習の実施	市内小中学校の児童・生徒を対象に、福祉について理解するきっかけづくりの為、夏休みを利用して福祉施設での体験学習を行います。	【R3 予算 180 千円】 ○年1回開催 ・体験福祉施設 子ども未来園、児童センター、高齢者施設、障がい者施設等
(6) ボランティア連絡協議会への活動支援	ボランティア団体のネットワークを作り、活動の場を広げるために相互交流、情報交換や研修会を行う連絡協議会に活動助成します。	【R3 予算 400 千円】
(7) ボランティア団体への活動支援	ボランティアセンターに登録しているボランティア団体を対象として、活動実績に応じて助成を行います。	【R3 予算 750 千円】

4. 共同募金配分金事業(本年度予算額 12,986 千円 前年度予算額 12,986 千円)

□一般募金配分金事業【R3 予算 6,910 千円】

市民の皆さんから寄せられた「赤い羽根募金」の配分金を財源として、地域の福祉課題の解決や乳児から高齢者までの幅広い世代の福祉向上のために事業を行います。

事業名等	内 容	備 考
(1)95 歳敬老 記念品の贈呈	満 95 歳の高齢者を対象に、ご長寿をお祝いして、記念品を贈呈します。	【R3 予算 491 千円】
(2)初めて出会う 絵本プレゼント	生後 5 か月児を対象に、読み聞かせを通じた保護者とのふれあいや読書のきっかけづくりのため絵本をプレゼントします。	【R3 予算 500 千円】 ○絵本 2 冊
(3) 修学旅行支度金 の助成	生活保護等低所得世帯及び母子父子家庭医療費を受給している児童・生徒を対象に一生の思い出となる修学旅行の参加を支援します。	【R3 予算 2,300 千円】 ○助成額 小学生 10,000 円 中学生 15,000 円 高校生 20,000 円
(4)手押し車(シル バーカー)購入費 一部助成	歩行の不安定な 65 歳以上の高齢者の外出支援の為に、手押し車(シルバーカー)の購入を助成します。	【R3 予算 500 千円】 ○定額 5,000 円
(5)車いす購入費一 部助成	介護保険や障害者福祉サービスの対象に当てはまらない方が車いすを購入する場合に助成を行います。	【R3 予算 80 千円】 ○定額 8,000 円
(6)弁護士による法 律相談	相続や離婚などの事案について、弁護士が法的なアドバイスを行います。	【R3 予算 287 千円】 ○月 1 回 第 1 木曜日 (無料)
(7)「福祉実践教室」 の開催	福祉教育として、市内小中学校の児童・生徒を対象に障がい者による講話や車いす、手話、点字、要約筆記、盲導犬、ガイドヘルプ等の体験をボランティアの協力を得て行います。	【R3 予算 500 千円】

(8) 災害見舞金支給	地震、暴風雨等の自然災害や火災により、家屋に被害に遭った被災者へ見舞金を贈ります。	【R3 予算 60 千円】 ○家屋全壊 30,000 円 家屋半壊 15,000 円 床上浸水 10,000 円
(9) 生活困窮者支援資金の貸付	日々の生活に一時的に困っている生活困窮者に資金貸付を行います。	【R3 予算 450 千円】 ○貸付上限額 30,000 円 無利子、据置期間 3 ヶ月
(10) 法外援護の実施	資金貸付の要件を満たさず、日々の食費に困るような生活困窮者や行旅困窮者に援護金を支給します。 また、緊急に食糧支援が必要な場合に提携しているフードバンクに要請して食糧支援を行います。	【R3 予算 95 千円】 ○支給額 生活費 最高 10,000 円 行旅人 最小限の旅費 ○食糧支援 1 回 2,500 円 (フードバンク手数料) 3 週間分相当食糧を支給 1 人 3 回まで
(11) 子どもの遊び場遊具の助成	町内管理の遊び場の遊具等の修理費を助成します。	【R3 予算 100 千円】 ○修理費の 3/4 以内 上限 100,000 円
(12) 福祉団体への活動支援	【R3 予算 1,330 千円】 地域福祉を推進する福祉団体の活動に対し助成を行います。 ○助成団体 民生児童委員協議会、身体障害者福祉協会、更生保護女性会、心身障害児(者)父母の会、尾北地区聴覚障害者福祉協会、単位子ども会、市子供会育成連絡協議会、しらゆり会	
(13) 社協だより「共同募金」の特集	赤い羽根共同募金運動の啓発の為、その趣旨や使いみちについて周知するために社協広報紙に特集して掲載します。	【R3 予算 200 千円】 ○年 1 回(10 月発行)

□歳末たすけあい配分金事業【R3 予算 6,076 千円】

市民の皆さんから寄せられた「歳末たすけあい募金」を財源として、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らせる一助となるように福祉活動を行います。

事業名等	内 容	備 考
(1) 歳末慰問金品の贈呈	<p>低所得者、母子世帯、障がい者及び施設入所者等に慰問金(品)を贈ります。</p> <p>○対象者・施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯</li> <li>・準要保護世帯</li> <li>・特別障害者手当等受給者</li> <li>・市内外母子生活支援施設(キルシェハイム等)入所者</li> <li>・市内福祉施設入所者(児童、障害者施設) <ul style="list-style-type: none"> <li>溢愛館、ひかり学園、水平館(介護老人施設、乳児院)</li> <li>ぬく森、白寿苑、養護老人ホーム、さくらんぼ(援護寮)</li> <li>アークヒルズ</li> </ul> </li> <li>・市外福祉施設入所者(児童養護施設、身体・知的障害者(児)施設等)</li> <li>・東日本大震災による避難世帯</li> </ul>	<p>【R3 予算 4,250 千円】</p> <p>○贈呈内容(※元年実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯 4,000 円</li> <li>・準要保護世帯 4,000 円 + 就学児童 × 2,000 円</li> <li>・特別障害者手当等受給者 3,000 円</li> <li>・母子生活支援施設入所者 3,000 円 + 2 人目以降世帯員 × 1,000 円</li> <li>・児童、障害者施設入所者 3,000 円</li> <li>・介護老人施設、乳児院施設に 20,000 円</li> <li>・援護寮 慰問品 1 人 1,200 円相当</li> <li>・震災避難世帯 3,000 円 + 2 人目以降世帯員 × 1,000 円</li> </ul>
(2) 子ども会交流事業の実施	<p>地域の多世代交流を促進するため、子ども会が主催する行事等で、その地域の高齢者も参加して開催する交流会等に対し助成をします。</p>	<p>【R3 予算 400 千円】</p> <p>○助成額</p> <p>参加者一人につき 300 円 食事提供があれば 500 円 ※上限額 50,000 円</p>
(3) 視覚障がい者交流会の開催	<p>視覚障がい者支援ボランティアと利用者との交流会を開催します。</p>	<p>【R3 予算 20 千円】</p> <p>○年 1 回開催</p>
(4) 福祉団体の実施する事業への助成	<p>【R3 予算 860 千円】</p> <p>福祉団体が開催する行事に対し助成を行います。</p> <p>○開催内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ連合会「スポーツ大会」</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア連絡協議会「ボランティアのつどい」</li> <li>・ 心身障害児者父母の会「クリスマス会」</li> <li>・ 身体障害者福祉協会「身体障害者ふれあいクロリティ大会」</li> <li>・ 母子寡婦福祉会「入進学児童激励会」</li> <li>・ 保護司会「社会を明るくする運動」</li> </ul>	
(5) 声の広報	視覚障がい者に広報「いぬやま」「社協だより」等を音読した録音テープ、CDを配付します。	【R3 予算 160 千円】
(6) おもちゃ図書館、おもちゃ病院	おもちゃの貸出しをおこなう「おもちゃ図書館ポニーの部屋」とおもちゃの修理をおこなう「おもちゃ病院ポニー」をボランティアの協力を得て開設します。	【R3 予算 356 千円】 ○開設日 毎週水曜日、 第1・3土曜日
(7) こころの居場所「はなみずき」への支援	精神障がい、ひきこもり等で日頃、他者との交流の少ない方が自由に出入りし、語らいができる場所を設け、同じ立場の人やボランティアとのかかわりにより孤立感の解消や精神的な安定を図ります。	【R3 予算 30 千円】 ○開催日時 毎月第1・3火曜日 13:00~17:00 開催 場 所：余遊亭 利用料：100 円(お茶代)

## 5. 訪問介護事業（本年度予算額 22,608 千円 前年度 27,817 千円）

ホームヘルパーの派遣により介護保険制度による要介護認定を受けた高齢者及び障害者総合支援法の障がい福祉サービス、市地域生活支援事業により障がいのある方々が自立した日常生活を営むことができるように身体介護や生活援助等を行います。

あわせて、日常生活支援総合事業の生活支援サービスとして要支援認定相当の方への予防訪問介護を行います。

また、利用者の多様なニーズに応えるため、保険外の自費による有償の通院の付き添いや家事援助サービスに取り組みます。

□訪問介護事業

事業名等	内 容	備 考
(1) 訪問介護	介護保険の要介護認定を受けた方を対象として、その方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活援助及び身体介護などの援助を行います。	○介護保険法
(2) 介護予防訪問介護	市が必要と認めた要支援認定相当の方に調理、買物、掃除等の生活援助を行います。	○市施策（総合事業地域支援事業）
(3) 介護保険適用外ヘルパー事業	介護保険適用外の通院の付き添いや家事援助等のサービスを利用者自費負担で行います。	○自主事業
(4) ヘルパー研修	事業所のヘルパー全員を対象にして、ヘルパーの資質向上と質の高い均一なサービス提供をめざして研修を行います。	○毎月1回開催 ○主な内容 ・ 困難事例のケース検討 ・ 介護食の調理実習 等
(5) 介護講座	地域や団体等からの要請に応じ、介護の手法や介護用品の使用方法などヘルパーによる講習を行います。	○随時

□障がい者居宅介護事業

事業名等	内 容	備 考
(1) 居宅介護	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護、生活上の相談及び通院時の介助など生活全般にわたる援助を行います。	○障害者総合支援法 障がい福祉サービス
(2) 同行援護	視覚障がい者で、移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の	○障害者総合支援法 障がい福祉サービス

	援護、排せつ及び食事等の介護等の支援を行います。	
(3) 移動支援	屋外での移動が困難な障がい者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、社会生活に不可欠な外出や社会参加のための外出時の援助を行います。	○市施策(地域生活支援事業)

## 6. 相談支援事業(本年度予算額 33,035 千円 前年度 33,826 千円)

障がい者やその保護者等の地域の相談支援体制の強化、総合的かつ専門的な相談窓口及び虐待の防止や権利擁護のために「犬山市障害者基幹相談支援センター」を引き続き市から受託し、専門員3名体制で運営していきます。

また、「障がい者地域相談支援センター」として相談支援事業所を運営し、地域の障がい者(児)、その保護者、介護者などからの相談に応じ、情報提供、助言等を行うとともに必要なサービスが利用できるよう援助をします。

### □障害者基幹相談支援センター事業【R3 予算 19,792 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 基幹相談支援センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的、専門的な相談支援</li> <li>・ 地域の相談支援体制の強化の取組み</li> <li>・ 地域移行、地域定着の促進の取組み</li> <li>・ 権利擁護、虐待防止の取組み</li> <li>・ 障害者自立支援協議会の運営 等</li> </ul>	○障害者総合支援法 ※開設場所 市福祉課内 " 日時 市開庁日時 相談員 センター長、 他2名

### □障がい者地域相談支援センター事業【R3 予算 11,746 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 一般相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域移行支援</li> </ul> 精神病院、入所施設等を利用する18歳以上の者を対象として地域での生活へ移行するための支援を行います。	○障害者総合支援法



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域定着支援 居宅において単身で生活をしはじめた障がい者等を対象に必要な支援を行います。</li> </ul>	
(2) 特定相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援 障がい者からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整を実施し、福祉サービスを利用する為の計画の作成や利用状況の検証をします。</li> </ul>	○障害者総合支援法
(3) 障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援 障がい児からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整を実施し、福祉サービスを利用する為計画の作成や利用状況の検証をします。</li> </ul>	○障害者総合支援法

□日常生活自立支援事業【R3 予算 1,497 千円】

判断能力の低下により日常生活に不安がある高齢者、障がい者のために適切な福祉サービス等を利用しながら安心して暮らせるように事業を行います。

事業名等	内 容	備 考
(1) 日常生活自立支援の実施	<p>高齢者や障がい者等で判断能力に不安があり、自己選択・決定の難しい方の在宅での生活を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用援助</li> <li>・日常的な金銭管理サービス</li> <li>・重要書類等の預かりサービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県社協事業</li> <li>○本人の意思による契約を経て実施</li> <li>○利用料 1,200 円／回 250 円／月（預かり料）</li> </ul>

7. 高齢福祉推進事業（本年度予算額 33,422 千円 前年度 36,271 千円）

□老人クラブ連合会指導員派遣事業【R3 予算 1,874 千円】

老人クラブ連合会の運営を補佐するため、老人クラブ指導員を市の委託により配置します。

事業名等	内 容	備 考
(1) 老人クラブ指導員の配置	高齢者の社会参加促進のための単位老人クラブの育成、指導及び市老人クラブ連合会の行事や活動の相談・指導、事務を行います。	○指導員 1 名

□いきがいサロン事業【R3 予算 27,840 千円】

日常生活支援総合事業の通所介護基準緩和サービスとして、介護予防サービスを提供します。

事業名等	内 容	備 考
(1) いきがいサロンの経営	運動機能や認知機能が低下しつつある要支援認定相当の高齢者を対象に、通所により絵手紙、俳句・川柳、大正琴などのレクリエーションや介護予防体操などを行い、利用者の心身機能維持と改善に努め、自立した生活を継続していただけるように努めます。	○開設場所 福祉活動センター ○開催日時 月、火、水及び金曜日 10:30~15:00

□敬老事業【R3 予算 3,708 千円】

「長年にわたり社会や家庭に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝う」ことを趣旨として、市の委託により「75歳のつどい」を開催します。

事業名等	内 容	備 考
(1) 「75歳のつどい」の開催	75歳の高齢者を対象につどいを開催し、これまでの労をアトラクションと記念品の贈呈によりねぎらい、敬老のお祝いをします。	○開催場所 犬山市民文化会館 ○開催日 10月（予定）

8. 資金貸付事業（本年度予算額 1,022 千円 前年度 992 千円）

県社会福祉協議会の委託により、他の機関からの借入れが困難な低所得、障がい者、高齢者世帯を対象に、世帯の経済的自立、生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加を目的として、民生児童委員、市福祉課くらし自立サポートセンター等の関係機関と連携を取り、適正な生活福祉資金等の貸付と償還事務手続きを行います。

□生活福祉資金貸付事業【R3 予算 564 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 福祉費	自立した日常生活をおくることができるよう一時的に必要な生業、技能修得、住宅改修、障がい者用自動車の購入、療養、冠婚葬祭等にかかる費用を貸付けします。	○償還期間 3～20 年 貸付利子 無利子 連帯保証人有 無 " 無 年 1.5%
(2) 緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に立替的に少額の経費を貸付けします。	○貸付限度 10 万円以内 償還期間 8 か月以内 貸付利子 無利子 保証人 不要
(3) 教育支援資金	学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に修学するための費用と、入学に際し必要な費用を貸付けします。	○償還期間 20 年以内 貸付利子 無利子 保証人 不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
(4) 不動産担保型生活支援資金	現在居住している自己所有の住居に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その建物、土地を担保として生活資金を貸付けします。 ○貸付対象 不動産評価額 1,500 万円以上 ※マンションは非該当 不動産に賃借権、抵当権の設定無 単独、又は同居の配偶者との共有等の諸条件あり	○貸付限度 土地評価額の 70% 償還期限 終了時に一括償還 貸付利子 3%又は長期プライムレート利率 連帯保証 推定相続人から 1 名
(5) 要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金	不動産を保有する要保護状態の高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活資金を貸付し、世帯の自立支援や生活保護制度の適正化に寄与します。	○貸付対象 ・不動産評価額概ね 500 万円以上※集合住宅含む ・保護実施機関が認める世帯

<p>(6) 総合支援資金</p>	<p>失業等による日常生活の困窮や生活の立直しのために、一時的な資金貸付をすることで解決・自立できる世帯に、自立支援機関やハローワーク等と連携し、生活費等を貸付けします。</p> <p>○生活支援費 就職して生活再建する間の生活費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度 単身月額 15 万円以内 複数月額 20 万円以内</li> <li>・貸付期間 最長 12 カ月以内</li> </ul> <p>○住宅入居費 住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当対象者に賃貸契約を結ぶために必要な費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度 40 万円以内</li> </ul> <p>○一時生活再建費 生活を再建するための一時的な日常生活費で賄えない費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付限度 60 万円以内</li> </ul>	<p>○償還期間 最大 20 年内 貸付利子 連帯保証人有 無利子 " 無 年 1.5%</p>
<p>(7) 臨時特例つなぎ資金</p>	<p>生活保護や住宅手当などの受給が決定している者に、手当等の給付までの間の生活費を貸付けします。</p>	<p>○貸付限度 10 万円以内 無利子</p>

□くらし資金貸付事業【R3 予算 458 千円】

事業名等	内 容	備 考
<p>(1) くらし資金</p>	<p>不時の出費等の為に、日々の暮らしの維持が困難になった低所得世帯に対し、必要な生活費等のつなぎ資金を貸付けします。</p>	<p>○貸付限度 10 万円以内 償還期間 12 か月 貸付利子 無利子 連帯保証人 必要</p>

9. 基金運営事業（本年度予算額 31 千円 前年度 31 千円）

地域福祉の充実のための財源として、多年にわたる市民からの寄付金と犬山市からの補助金をもとに「市民福祉基金」を設け、その利子を地域福祉事業に活用します。

また、社会福祉協議会がおこなう各自主事業が安定して円滑に遂行されるよう介護保険事業等の剰余金を積み立て「運営基金」を設けています。

□市民福祉基金運営事業【R3 予算 30 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 市民福祉基金	基金の利子を一般会計に繰入れ、他の寄付金と合わせて地域福祉事業の財源として活用します。	○預入先 市内各銀行、信用金庫、農協 等

□運営基金運営事業【R3 予算 1 千円】

事業名等	内 容	備 考
(1) 運営基金	各自主事業所の設備、備品、車両等の更新費用、採算悪化への準備金として活用します。	○預入先 市内信用金庫